

斜 里 町  
水 防 計 画

令和 6 年 3 月



# 斜里町水防計画

## 〔目 次〕

### 第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責務	4
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 留意事項及び安全配慮	5

### 第2章 水防組織

第1節 斜里町の組織	9
第2節 協力及び応援	22

### 第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定	25
第2節 水防施設	29

### 第4章 通信連絡

第1節 雨量・水位観測の通信系統	35
第2節 気象警報等の通信連絡	36
第3節 水防通信連絡	42

### 第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制	45
--------------	----

---

第2節	監視及び警戒	47
第3節	警戒区域	51
第4節	水防作業	51
第5節	避難及び立退き	51
第6節	非常輸送	52
第7節	決壊通報	53
第8節	水防信号	54
第9節	水防標識及び立入検査証	55
<b>第6章</b>	<b>公用負担及び公務災害補償</b>	
第1節	公用負担	59
第2節	公務災害補償	60
<b>第7章</b>	<b>水防報告</b>	63
<b>第8章</b>	<b>水防訓練</b>	67
<b>第9章</b>	<b>浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措 置</b>	69

# 第1章

## 総則

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条の規定に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

### (7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水

防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（14）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（15）避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（16）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（17）洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（18）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

（19）洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。



### 第3節 水防の責務

法に定める水防に関係のある機関及び一般住民の責務の大綱は次のとおりとする。

#### 1 斜里町

斜里町は、法第3条の規定に基づき水防管理団体として、町の区域内における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

#### 2 斜里地区消防組合

消防組合は、関係市町村と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

#### 3 オホーツク総合振興局（北海道）

オホーツク総合振興局長は、気象の状況により洪水のおそれがあると認める発表を受けた場合は、直ちに水防管理者等にその内容を通知するものとする。

#### 4 オホーツク総合振興局 網走建設管理部（河川管理者）

- (1) 北海道の所管する雨量、水位観測所において、観測した雨量、水位は必要に応じ、水防管理者に連絡、通知すること。
- (2) 降水等による危険が切迫した場合において、水防を防ぎよさせ、又は被害を軽減させる助言、勧告をすること。

#### 5 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、斜里町の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

## 第4節 水防計画の作成及び変更

### (1) 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

### (2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する道大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

## 第5節 留意事項及び安全配慮

### 1 津波における留意事項

津波は、発生地点から該当沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度の時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な事がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動従事者自身が安全に退避するために必要な時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全を確保しなければならない。



## 第2章

# 水防組織

## 第2章 水防組織

### 第1節 斜里町の組織

#### 1 組織

斜里町は、斜里町災害対策本部条例（昭和38年条例第5号）及び斜里町災害対策本部規程（昭和38年規程第3号）の定めるところに準じ、斜里町水防本部により、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務部（企画総務課）で行うものとする。

なお、斜里町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

#### 2 斜里町水防本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の組織

斜里町水防本部の組織は、別表1の斜里町水防本部組織図のとおりである。

(2) 本部の所掌事務

斜里町水防本部の各部、各班の業務分担は別表2のとおりとする。

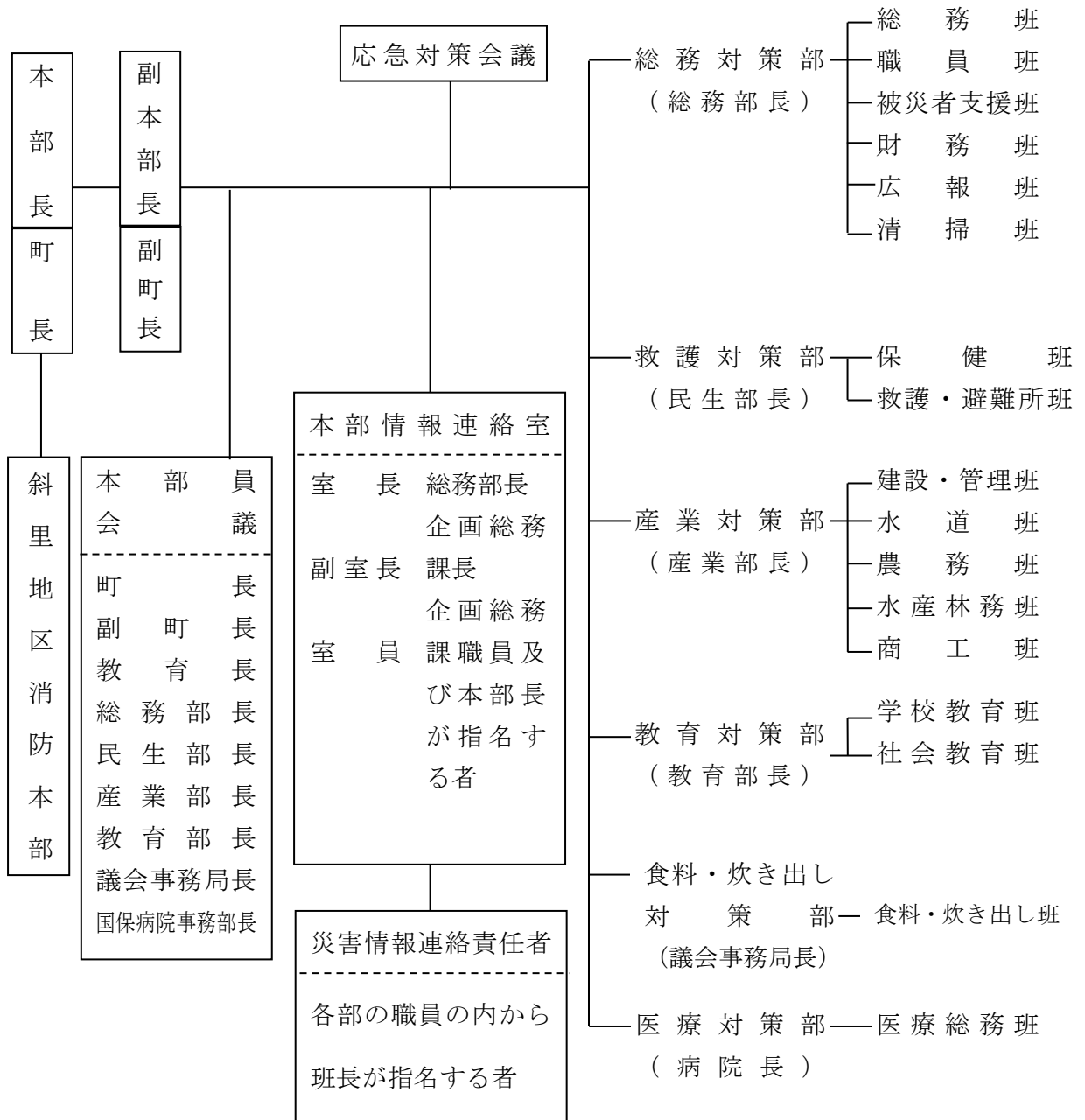
#### 3 消防機関の組織

消防機関の組織は、別表3の消防組織図のとおりである。

#### 4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、別表4に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出勤し、現地水防活動にあたるものとする。

別表1 斜里町水防本部組織図



別表2 部・班の業務分担

部	班	所 掌 事 務	編 成
総務対策部 総務部長	総務班 企画総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の庶務及び本部員との連絡に関する事</li> <li>2 防災会議との連絡調整に関する事</li> <li>3 本部会議に関する事</li> <li>4 本部情報連絡室に関する事</li> <li>5 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の受理伝達に関する事</li> <li>6 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>7 国、道に対する要請及び報告に関する事</li> <li>8 本部記録、災害記録に関する事</li> <li>9 通信連絡機能の確保に関する事</li> <li>10 応急措置及び復旧対策の調整に関する事</li> <li>11 防災計画に基づく職員の配置計画に関する事</li> <li>12 本部職員の非常招集に関する事</li> <li>13 災害時協定の要請に関する事</li> <li>14 避難の勧告、指示に関する事</li> <li>15 避難所開設に係る初動所々事務に関する事</li> <li>16 他の部及び部内他班の主管に属さない事</li> </ol>	企画総務課 (企画担当) ウトロ支所
	職員班 企画総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策従事者の公務災害補償に関する事</li> <li>2 本部職員の食料及び寝具の調達供給に関する事</li> <li>3 支援活動団体等の配備調整に関する事</li> <li>4 労務供給対策に関する事</li> <li>5 本部長、副本部長の秘書に関する事</li> <li>6 災害視察者の接遇に関する事</li> <li>7 その他、職員業務に関する事</li> </ol>	企画総務課 (総務担当)
	被災者支援班 税務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報連絡室の支援に関する事</li> <li>2 災害状況及び措置等の収集、報告に関する事</li> <li>3 被災者の避難誘導に関する事</li> <li>4 救出活動に関する事</li> <li>5 被災世帯名簿の作成に関する事</li> <li>6 被災者及び被災家屋等の実地調査に関する事</li> <li>7 その他、被災者支援業務に関する事</li> </ol>	税務課 会計課
	財政班 財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の予算措置に関する事</li> <li>2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事</li> <li>3 災害応急物品等の調達に関する事</li> <li>4 町有財産（教育施設除く）の応急利用に関する事</li> <li>5 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>6 その他、財務業務に関する事</li> </ol>	財政課

部	班	所 掌 事 務	編 成
	広報班 住民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する災害情報等の広報に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡に関する事</li> <li>3 住民に対する警報、避難命令に関する事</li> <li>4 災害報道記事及び災害写真等収集に関する事</li> <li>5 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する事</li> <li>6 住民組織との連絡及び協力に関する事</li> <li>7 災害時の交通安全対策に関する事</li> <li>8 その他、広報業務に関する事</li> </ol>	住民生活課 企画総務課 (広報担当)
	清掃班 環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事</li> <li>2 被災地の環境衛生保持に関する事</li> <li>3 被災地のへい獣処理に関する事</li> <li>4 その他、清掃業務に関する事</li> </ol>	環境課
救護対策部 民生部長	健康子育て課長 保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防疫班の編成に関する事</li> <li>2 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事</li> <li>3 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事</li> <li>4 救急薬品の供給確保に関する事</li> <li>5 被災地及び避難所の保健指導に関する事</li> <li>6 その他、保健業務に関する事</li> </ol>	健康子育て課 (保健推進担当)
	救護・避難所班 地域福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 災害救助法に基づく救助の実施について</li> <li>3 災害救助費の予算経理に関する事</li> <li>4 被災者に対する応急生活援助物資の調達及び配分に関する事</li> <li>5 日赤救助活動との連絡調整に関する事</li> <li>6 救援活動者及び被災者の炊き出し支援に関する事</li> <li>7 被災者に対する各種福祉資金に関する事</li> <li>8 義援金品等の受付、保管及び配分に関する事</li> <li>9 人的被害の取りまとめ及び死体の収容安置に関する事</li> <li>10 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>11 避難所の開設及び管理に関する事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 収容者の把握、記録作成</li> <li>(2) 日誌、記録作成</li> <li>(3) 食物、生活物資の配分等援護業務</li> <li>(4) 施設の防火、秩序の維持環境整備</li> </ol> </li> <li>12 保育園児等の避難、誘導及び被災状況調査に関する事</li> <li>13 災害時輸送に関する事</li> <li>14 その他、救護・避難所業務に関する事</li> </ol>	地域福祉課 (福祉担当) 斜里地域子ども通園センター 児童育成課



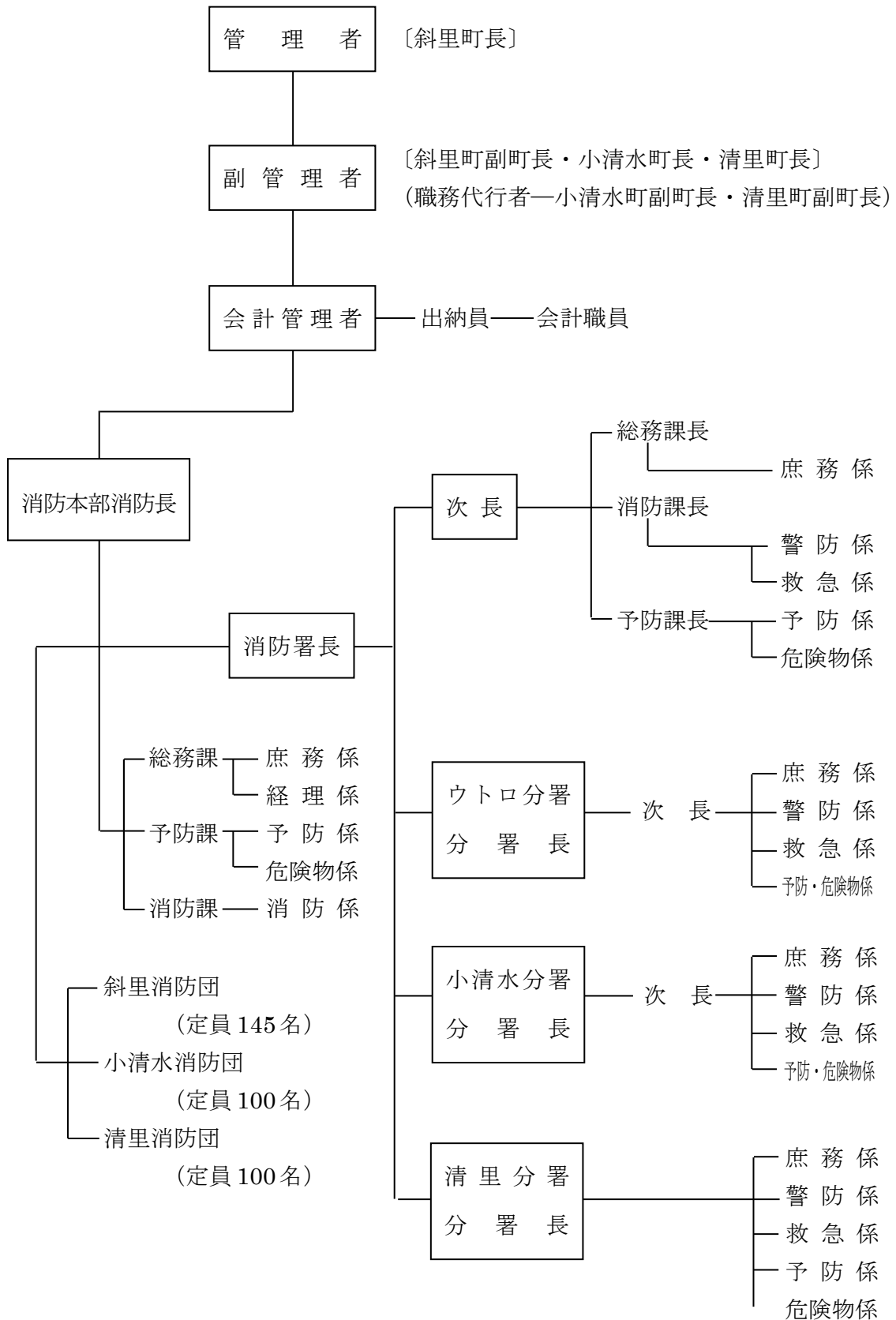
部	班	所 掌 事 務	編 成
産業対策部 産業部長	建設・管理班 建設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置要請に関すること</li> <li>2 河川水位及び雨量の情報収集並びに報告に関すること</li> <li>3 危険水位区域の警戒巡視に関すること</li> <li>4 市街地の浸水防止対策に関すること</li> <li>5 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること</li> <li>6 災害時の物資資材及び避難のための緊急輸送計画の作成及び実施に関すること</li> <li>7 災害時の土木建設用機械の運用計画の作成及び実施に関すること</li> <li>8 災害時の土木建設用機械等の確保及び輸送に関すること</li> <li>9 水防資機材の備蓄及び点検に関すること</li> <li>10 公園、緑地街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>11 都市計画街路の被害調査及び復旧対策に関すること</li> <li>12 救出活動に関すること</li> <li>13 災害時輸送に関すること</li> <li>14 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>15 応急仮設住宅の建設に関すること</li> <li>16 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事にに関すること</li> <li>17 災害時の建築用復旧資材の需給計画に関すること</li> <li>18 その他、管理、建設、建築業務に関すること</li> </ol>	建設課
	水道班 水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること</li> <li>3 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること</li> <li>4 機動給水に関すること</li> <li>5 配水調整に関すること</li> <li>6 災害情報の受理収集、報告及び関係機関との連絡に関すること</li> <li>7 その他、上・下水道業務に関すること</li> </ol>	水道課
	農務班 農務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業施設の被害調査並びに応急対策に関すること</li> <li>2 農産物の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>3 災害時の農業資金の融資に関すること</li> <li>4 被災地の病虫害の防疫に関すること</li> <li>5 家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>6 災害時の畜産関係資金の融資に関すること</li> <li>7 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること</li> <li>8 家畜飼料の確保に関すること</li> <li>9 農作物種苗等生産資材の確保に関すること</li> <li>10 その他、農務業務に関すること</li> </ol>	農務課 農業委員会

部	班	所 掌 事 務	編 成
	水産林務班 水産林務課長	1 水産関係被害調査に関する事 2 被害の応急措置及び復旧対策に関する事 3 遭難漁船の救助に関する事 4 出漁漁船の避難連絡に関する事 5 災害時の水産関係資金の融資に関する事 6 山林及び林業施設の被害調査並びに応急対策に関する事 7 林野の火災予防に関する事 8 災害時の林業関係資金の融資に関する事 9 被災地の病虫害の防疫に関する事 10 その他、水産林務業務に関する事	水産林務課
	商工班 商工観光課長	1 商工業関係被害の調査に関する事 2 観光関係被害の調査に関する事 3 国立公園内被害の調査に関する事 4 被災商工業者及び観光関係業者の金融相談及び応急対策に関する事 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 6 その他、商工観光業務に関する事	商工観光課
教育対策部 教育部長	学校教育班 学校教育課長	1 児童及び生徒の応急避難計画の作成並びに実施に関する事 2 教育施設の応急利用に関する事 3 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事 4 応急教育の確保及び被災児童・生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 5 教職員の動員に関する事 6 被災児童・生徒の健康管理及び給食に関する事 7 文教施設の被害調査及び応急処理・復旧対策に関する事 8 その他、文教施設に関する事	学校教育課 (学校担当)
	ゆめホール館長 社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 社会教育施設の応急利用に関する事 3 社会教育施設利用者の避難誘導に関する事 4 文化財の被害調査及び保全に関する事 5 社会教育施設における避難者の受入に関する事。 6 その他、社会教育施設に関する事	ゆめホール 博物館 図書館 学校教育課 (総務担当)
議会事務局 食料・炊き出し対策部	食料・炊き出し班	1 災害時における、食料調達に関する事 2 救助活動者及び被災者の炊き出し支援に関する事 3 その他、食料、炊き出しに関する事	議会事務局 選挙管理委員会 学校教育課 (学校給食担当)

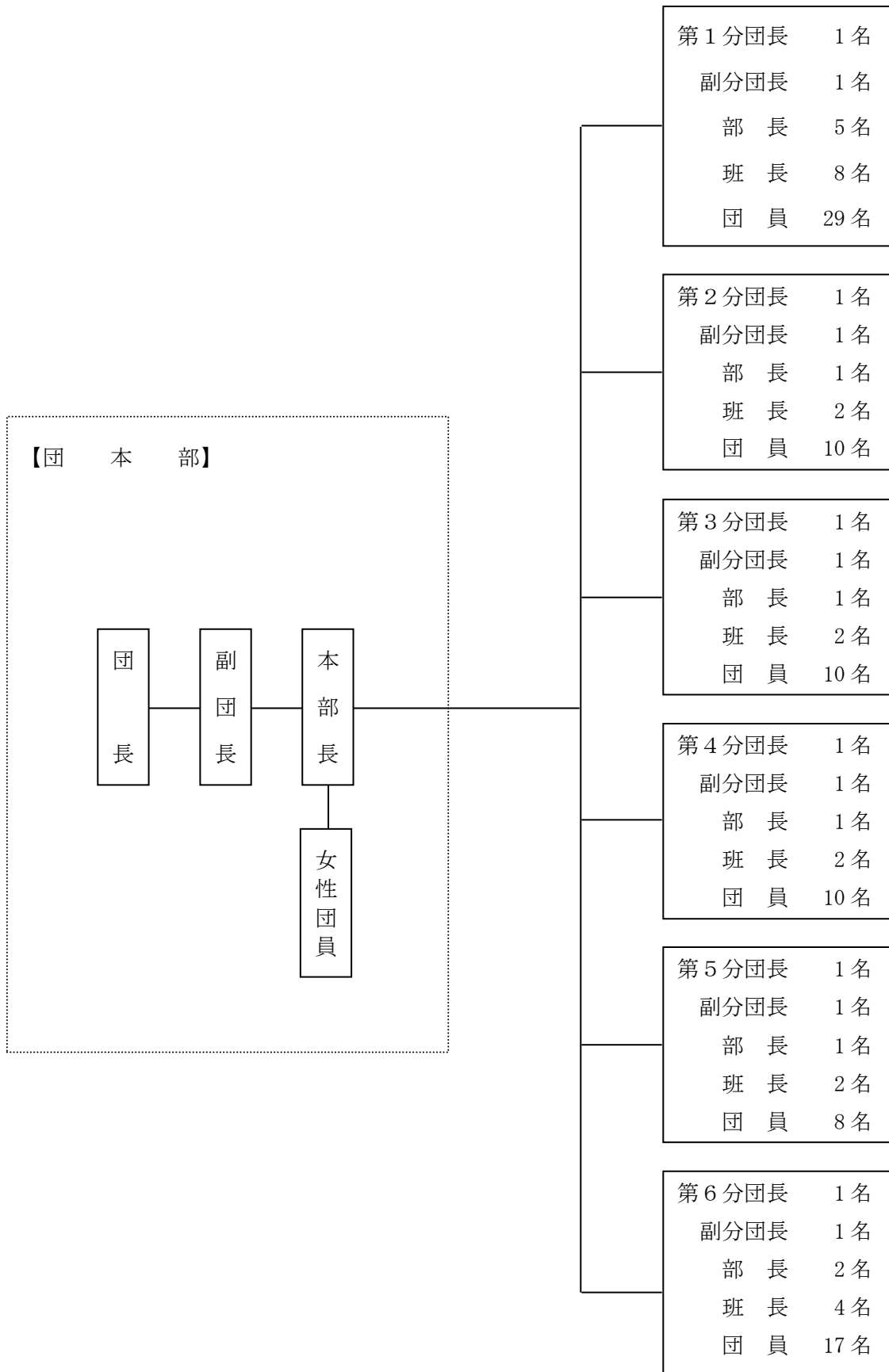
部	班	所 掌 事 務	編 成
医療対策部 病院長	医療総務班 事務部長	1 傷病者の収容手当その他応急医療に関すること 2 災害時の医薬品、衛生資材の確保及び供給に関すること 3 国保診療施設の応急復旧対策に関すること 4 その他、医療対策に関すること	国保病院

別表3 消防機関組織図

1 斜里地区消防組合



2 斜里消防団



別表 4

斜里消防団水防分担区域表

担 当 河 川 名	流路延長	担当分団	分団指揮者	人員	備 考
ウエンベツ川 斜里川 猿間川	18. 8km 54. 5km 19. 0km	第一分団	第一分団長	44	一号排水路 及び西一号 幹線排水路 を含む。
斜里川 猿間川 秋の川 水無川 ペケレイ川 フカベ川 北の浦沢川 水無沢川 ナライシ川 大沢川 常盤川	54. 5km 19. 0km 13. 0km 7. 0km 12. 9km 12. 3km 0. 2km 1. 6km 1. 6km 1. 8km 0. 1km	第二分団	第二分団長	15	
幾品川 秋の川 豊里川 西一線川 奥薬別川	23. 0km 13. 0km 10. 6km 3. 6km 22. 0km	第三分団	第三分団長	15	一号排水路 を含む。
幾品川 公平川 小屋の沢川 シュンクンベツ川 シュンクンベツ1の川 シュンクンベツ2の川 一の沢川 二の沢川 秋の川 豊里川 ポンアキベツ川 一線の沢の川 富士の川 中水川 富士の沢川	23. 0km 1. 8km 3. 4km 8. 0km 5. 5km 7. 0km 4. 5km 5. 5km 13. 0km 10. 6km 5. 0km 2. 4km 9. 8km 5. 6km 0. 1km	第四分団	第四分団長	15	

担 当 河 川 名	流路延長	担当分団	分団指揮者	人員	備 考
やまめ川	2.8km				
水無沢川	1.6km				
ペケレイ川	12.9km				
幾品川	23.0km	第五分団	第五分団長	13	
ポインクシナベツ川	8.4km				
ポントンネベツ川	3.6km				
奥薬別川	22.0km				
海別川	9.8km				
10線川	5.6km				
12線川	6.7km				
山鳩の沢川	1.0km				
熊追川	7.2km				
ミズナシ川	4.2km				
オオナイ川	5.1km				
シマトツカリ川	9.6km				
マクシベツ川	6.0km				
糠真布川	13.5km				
十五線川	6.2km				
十六線川	4.3km				
オライネコタン川	4.7km				
ポシオライネコタン川	3.5km				
オチカバケ川	10.4km				
オタモイ川	3.5km	第六分団	第六分団長	25	
オショバオマブ川	7.2km				
金山川	11.5km				
中頃川	2.3km				
ウヌコイ川	4.0km				
チプラノケナイ川	1.9km				
オンネベツ川	11.3km				
口の川	4.0km				
ポンオンネベツ川	6.5km				
ポロソウベツ川	4.5km				
沼の川	5.3km				
奥の川	3.7km				
シャリキ川	3.5km				
オペケブ川	6.2km				

チャラセナイ川	9.0km				
担当河川名	流路延長	担当分団	分団指揮者	人員	備考
オショコマナイ川	5.2km				
フンベ川	9.3km				
ペレケ川	9.0km				
ポンペレケ川	4.2km				
カゲノ川	2.1km				
大滝川	5.0km				
ウトロ沢川	2.5km				
ホロベツ川	9.5km				
一の沢川	4.5km				
鉦山川	5.8km				
イワウベツ川	10.5km				
赤イ川	11.0km				
白イ川	7.0km				
相の川	6.1km				
音無川	2.5km				
ピリカベツ川	4.2km				
盤ノ川	2.5km				
温泉川	1.7km				
イダシュベツ川	7.0km				
イロイロ川	5.0km				
カムイワッカ川	4.8km				
硫黄川	5.0km				
ウンメーン川	3.5km				
ウソシオクベツ川	4.5km				
ウブシノツタ川	6.7km				
ポンプタ川	6.0km				
ポンベツ川	3.5km				
大岩川	2.0km				



ルシヤ川	8.0km				
ポシルシヤ川	6.5km				
ポシルシヤ2の川	4.0km				
テッパンベツ川	7.2km				
コタキ川	8.0km				
チャカババイ川	5.4km				
ポンチャカババイ川	2.5km				
モリノ川	1.9km				
タキノ川	4.0km				
担 当 河 川 名	流路延長	担当分団	分団指揮者	人員	備 考
鱒岩川	3.1km				
知床川	3.7km				
ポトピラベツ川	4.5km				
タキミ川	4.5km				
マムシの川	2.5km				
オケツチウシ川	5.0km				
アウンルイ川	4.0km				
ポロモイ川	2.0km				

## 第2節 協力及び応援

### 1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

### 2 隣接市町村水防管理団体の応援

水防管理者は、法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、隣接水防団体に対して、次により応援を求めるものとする。

自治体名	役場電話番号	消防本部	所在地	電話
網走市 大空町	0152(44)6111 0152(74)2111	網走地区消防本部	網走市南2条 西4丁目2番地	0152 (43)2221
羅臼町 標津町 中標津町 別海町	0153(87)2111 0153(82)2131 0153(73)3111 0153(75)2111	根室北部消防事務組合	中標津町丸山 2丁目22番地	0153 (72)9114
弟子屈町 標茶町	0154(82)2191 0154(85)2111	釧路北部消防事務組合	弟子屈町字鑑別 原野42線西20番	0154 (82)3276

上記は、斜里地区消防組合と消防相互応援協定を締結している。

### 3 警察官の応援

警察官の応援は、「斜里町地域防災計画（第5章第18節 災害警備計画）」の定めるもののほか、水防管理者又は消防長が、協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は、次のとおりとする。

- (1) 警察通信施設の使用——法第27条第2項
- (2) 警戒区域の監視——法第21条第2項
- (3) 警察官の出動——法第22条
- (4) 避難、立退きの場合における措置——法第29条

### 4 自衛隊の派遣依頼

自衛隊の派遣依頼は、「斜里町地域防災計画（第5章第19節 自衛隊災害派遣依頼計画）」によるものとする。

### 5 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第3章

# 重要水防区域 及び水防施設

## 第3章 重要水防区域及び水防施設

### 第1節 重要水防区域の指定

#### 1 重要水防区域及び水防区域の設定

斜里町の区域内の河川、湖沼及び低地帯等で水防上特に重要な警戒防ぎよ区域は、別表1及び別表2のとおりとする。

別表1 重要水防区域

番号	被害発生予想区域				予想される被害				整備		備	計	画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路 (km)	その他				実施 機関
(4)-1	川上	斜里川	2級 斜里川	猿間川合流点 から 4.2	右岸	50	降雨 融雪水	1			倉庫2 畑5ha	H1～斜里川改修工事中		
(4)-2	以久科南	斜里川	2級 幾品川	猿間川合流点 から 0.8	右岸	300	降雨 融雪水	1			倉庫2 畑20ha	S21～28改修実施済 H1～幾品川改修工事中		
(4)-3	以久科南	斜里川	2級 幾品川	猿間川合流点 から 1.0	右岸	300	降雨 融雪水	2			倉庫4 畑22ha	S21～28改修実施済 H1～幾品川改修工事中		
(4)-4	以久科南	斜里川	2級 幾品川	猿間川合流点 から 1.5	左岸	500	降雨 融雪水	1			倉庫2 畑15ha	S21～28改修実施済 H1～幾品川改修工事中		
(4)-5	朱円西	興葉別川	2級 興葉別川	河口から 2.0	左岸	500	降雨 融雪水	7			倉庫16 畑30ha	S51～60改修実施済		
(4)-6	朱円中	興葉別川	2級 興葉別川	河口から 1.8	右岸	300	降雨 融雪水	2			倉庫4 畑30ha	S51～60改修実施済		
(4)-7	朱円中	興葉別川	2級 興葉別川	河口から 3.7	右岸	500	降雨 融雪水	2			倉庫4 畑30ha	S58～61流路工実施済 S54～58砂防ダム1基実施済		
(4)-8	朱円中	興葉別川	2級 興葉別川	河口から 4.3	左岸	200	降雨 融雪水				畑5ha	S58～61流路工実施済 S54～58砂防ダム1基実施済		
(4)-9	朱円東	興葉別川	普通 海別川	興葉別川合流 点から 2.7	左岸	500	降雨 融雪水	1			倉庫2 畑5ha	S61～63朱円畑総実施済 S62～H7砂防ダム2基実施済		
(4)-10	朱円東	興葉別川	普通 海別川	興葉別川合流 点から 3.2	左岸	150	降雨 融雪水				畑4ha	S61～63朱円畑総実施済 S62～H7砂防ダム2基実施済		
(4)-11	峰浜	興葉別川	普通 海別川	興葉別川合流 点から 2.7	右岸	500	降雨 融雪水	2			倉庫4 畑10ha	S61～63朱円畑総実施済 S62～H7砂防ダム2基実施済		

第3章 重要水防区域及び水防施設

番号	被害発生予想区域				予想される被害				整備		備	計	画
	地区名	水系名	河川名	危険区域	流心距離 (km)	延長 (m)	災害要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路 (km)			
(4)-12	峰浜	興薬別川	普通海別川	右岸	興薬別川合流点から 3.2	150	降雨融雪水				畑5ha	斜里町	S61~83米円畑総実施済 S62~H7砂防ダム2基実施済
(4)-13	峰浜	興薬別川	普通海別川	両岸	興薬別川合流点から 0.6	1,500	降雨融雪水				畑30ha	斜里町	S56柵梁工実施済 S61~H3改修実施済
(4)-14	峰浜	島戸狩川	普通島戸狩川	両岸	河口から 1.0	300	降雨融雪水				倉庫2 畑20ha	斜里町	切替ブロック護岸実施済 S63~H3砂防ダム1基実施済
(4)-15	峰浜	島戸狩川	普通島戸狩川	両岸	河口から 2.8	50	降雨融雪水				畑5ha	北海道	H5~7床固工実施済 S68~H3砂防ダム1基実施済
(4)-16	峰浜	島戸狩川	普通島戸狩川	両岸	河口から 3.4	50	降雨融雪水				畑8ha	北海道	S68~H3砂防ダム1基実施済
(4)-17	峰浜	島戸狩川	普通マクシベツ川	両岸	島戸狩川合流点から 0.6	800	降雨融雪水				畑30ha	斜里町	H1~災害復旧実施済 H9~15砂防ダム3基実施済
(4)-18	峰浜	島戸狩川	普通マクシベツ川	両岸	島戸狩川合流点から 1.1	200	降雨融雪水				畑15ha	斜里町	H1~災害復旧実施済 H9~15砂防ダム3基実施済
(4)-19	ウトロ	ベレケ川	普通ベレケ川	左岸	河口から 0	150	降雨融雪水	15	斜里バス営業所	国道384号		斜里町	S57~H7流路工実施済 S48~83砂防ダム2基実施済
(4)-20	ウトロ	ベレケ川	普通ベレケ川	右岸	河口から 0	200	降雨融雪水	8		国道384号		斜里町	S57~H7流路工実施済 S48~83砂防ダム2基実施済
(4)-21	ウトロ	トンチカマイナイ川	普通トンチカマイナイ川	両岸	河口から 0.02	30	降雨融雪水	2				斜里町	S57実施済
(4)-22	ウトロ	トンチカマイナイ川	普通トンチカマイナイ川	両岸	河口から 0.08	50	降雨融雪水	6				斜里町	S57実施済

別表2 水防区域

番号	被害発生予想区域								予想される被害					備計	
	地区名	水系名	河川名	渓流名	流域面積 (ha)	流路延長 (km)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路 (km)	その他	実施機関	摘要		
1	富士	斜里川	普通富士の川	中水川	3.1	9.8	降雨 融雪水	10			畑	町	計画検討中		
2	三井	斜里川	普通エトンビ川	水無川	17.3	7.0	"	6			畑	町	国営畑総事業斜里地区実施済		
3	来運	斜里川	普通袈間川	フカバ川	10.1	12.3	"	18			畑	町	計画検討中		
4	峰浜	島戸狩川	普通マクシベツ川	マクシベツ川	5.9	6.0	"	11			畑	町	道営農用施設災害復旧事業一部実施済 (元年度)		
5	峰浜	島戸狩川	普通島戸狩川	島戸狩川	1.6	13.3	"	7			畑	町	朱円地区道営畑総事業で一部実施済		
6	ウトロ	ベレケ川	普通ベレケ川	ベレケ川	13.6	9.0	"	20			寺院・公設 駐車場 観光案内所	町	砂防事業実施済		
7	ウトロ	ベレケ川	普通ウトロ1の沢	ウトロ1の沢	2.4	4.5	"	6			畑	町	治山実施済		
8	岩尾別	イウウベツ川	普通壱ノ川	温泉川	1.1	1.7	"	2			ホテル1 山小屋1	町	58年災害復旧護岸済		
9	三井	袈間川	普通ベケレイ川	ベケレイ川	9.0	12.9	"	3			畑	町	国営畑総事業斜里地区実施済		

## 第2節 水防施設

### 1 雨量、水位観測所、検潮所

斜里町の区域内に設置された雨量、水位観測所、検潮所は、別表1のとおりである。

### 2 水防資器材の備蓄

斜里町及び関係団体は水防資器材を備蓄し、不足が生じた場合は必要に応じ、斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合、斜里町農業協同組合、民間等から調達するものとする。

### 3 水防用土砂の堆積、採取

水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、又は土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

土砂の堆積場所及び採取場は、別表2のとおりである。

### 4 水門及び内水排除機の操作

水防本部長（町長）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて排水機場の稼働及び水門の適正な開閉操作を斜里左岸地区管理組合、斜里右岸地区機場水系組合連合会及び河川管理者に要請する。機場及び水門管理者は、あらかじめ水門等操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、操作等について支障のないようにする。

斜里町の区域内に設置された水門等の設置場所及び管理者等は、別表3のとおりである。



別表1 雨量、水位観測所、検潮所

河川名	観測所 (所管)	雨量・ 水位の別	位置 (連絡先)	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画 高水位
斜里川	斜里 (オホーツク総合振興局 網走建設管理部)	水位	美咲42 (0152-23-3141)	2m30	3m57	4m17	4m79	4m79
猿間川	猿間 (オホーツク総合振興局 網走建設管理部)	水位	中斜里8 (0152-23-3141)	2m60	3m44	3m80	4m40	5m50
斜里	斜里漁港 (オホーツク総合振興局 網走建設管理部)	潮位						
ウトロ	ウトロ漁港 (オホーツク総合振興局 網走建設管理部)	潮位						
峰浜	峰浜キャンプ場 (オホーツク総合振興局 網走建設管理部)	潮位						
	斜里 (網走地方気象台)	雨量	以久科南					
	宇登呂	雨量	ウトロ高原					

**別表2** 土砂の堆積場所及び採取所

水防地区名	土砂の堆積・採取場所	数 量	備 考
全 町	朱円西19. 20. 21 斜里地区砂利協業組合	m <sup>3</sup> 130,000	(注) 採取の場合指定の場所があっても、その時の状況により臨機応変に対処するものとする。

別表3

水門等管理状況一覧表

名 称	水 系 河 川 名	場 所	管 理 者	操 作 員	断 面 形 状	ゲート数
1 宇遠別地先樋門	斜里川水系斜里川右岸	港西町	網走土木現業所	石下 武春	1,400×1,400 14.3m	1
2 羽田地先樋管	斜里川水系斜里川右岸	港 町	網走土木現業所	牧野 義男	φ 600 12.0m	1
3 1号排水樋門	斜里川水系斜里川右岸	文光町	網走土木現業所	牧野 義男	4,500×2,500 30.6m	1
4 ホクレン中斜里樋管	斜里川水系斜里川右岸	川 上	網走土木現業所	ホクレン中斜里製糖工場	φ 900 9.6m	1
5 森地先樋門	斜里川水系斜里川右岸	川 上	網走土木現業所	川上羅萌排水ポンプ管理組合	1,000×1,000 15.4m	1
6 土屋地先樋門	斜里川水系猿間川左岸	川 上	網走土木現業所	北村 喜義	1,000×1,250 11.5m	1
7 畑中地先樋門	斜里川水系猿間川左岸	中斜里	網走土木現業所	畑中 稔	1,000×1,000 11.5m	1
8 小林地先樋管	斜里川水系猿間川右岸	豊 倉	網走土木現業所	山本 明治	φ 900 17.3m	1
9 中村地先樋門	斜里川水系猿間川左岸	中斜里	網走土木現業所	中村 真一	1,000×1,000 16.9m	1
10 花淵地先樋門	斜里川水系幾品川左岸	三 井	網走土木現業所	原 勝義	1,000×1,000 13.3m	1
11 秋の川橋下流樋門	斜里川水系秋の川右岸	以久科南	網走土木現業所	原 勝義	1,000×1,000 14.0m	1
12 田中地先樋門	興藻別川水系興藻別川右岸	朱 円	網走土木現業所	植木 義男	1,000×1,000 12.5m	1
13 植木地先樋門	興藻別川水系興藻別川左岸	朱 円	網走土木現業所	植木 義男	1,000×1,000 12.5m	1
14 第1号樋門	興藻別川水系興藻別川左岸	朱 円	網走土木現業所	佐藤 好輝	4,100×1,800 15m	1

## 第4章

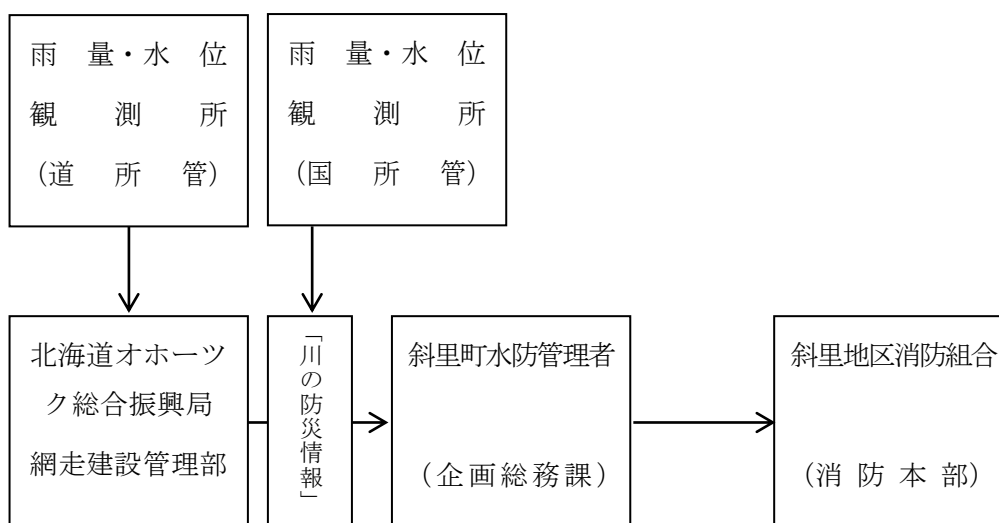
# 通信連絡

## 第4章 通信連絡

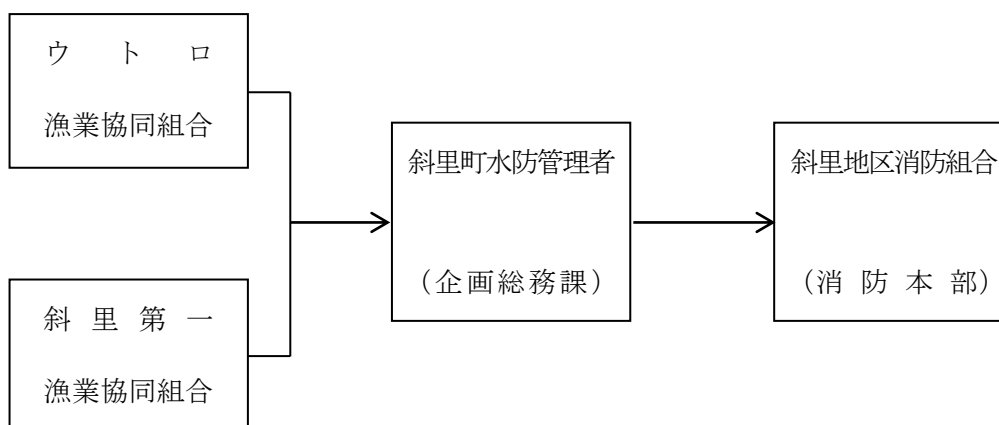
### 第1節 雨量・水位観測の通信系統

#### 1 雨量、水位観測の通信系統

雨量、水位観測の通信系統は、次のとおりである。



#### 2 潮位観測の通信系統



## 第2節 気象警報等の通信連絡

### 1 水防活動の利用に適合する警報・注意報及び水防警報

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方気象台及び北海道（オホーツク総合振興局 網走建設管理部）から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に、遺漏のないようにしなければならない。

(1) 水防活動の利用に適合する警報・注意報（以下「水防活動用気象警報等」という。）及び水防警報の種類

	種 類	発表機関	摘 要
気象警報等 気象業務法 第14条の2 第1項 [法第10条第1項]	大雨注意報、大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報、洪水警報 高潮注意報、高潮警報 津波注意報、津波警報	網走地方 気象台	一般向け特別警報、警報及び注意報の発表をもって代える
洪水予報等 気象業務法 第14条の2 第2項、第3項 [法第10条第1項] [法第11条第1項]	注意報、警報	網走開発建設部、 網走建設管理部、 網走地方気象台共同	
水防警報 [法第16条第3項]	待機、準備、出動、指示、解除	北海道(オホーツク総合振興局 網走建設管理部)	

水防警報段階毎の消防機関配備基準については、第5章水防活動第1節「水防非常配備体制」による。

(2) 水防活動用気象警報等の種類、発表基準

① 種類

水防活動用気象警報等	一般の利用に適合する警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報

## 第4章 通信連絡

水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報

### ② 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

### ③ 警報発表基準

警報名	発表基準（予想値）
大雨（浸水害）	雨量基準：1時間雨量 50mm
大雨 （土砂災害）	土壌雨量指数基準：127
洪水	流域雨量指数基準：斜里川流域= <u>30.9</u> 、猿間川流域= <u>25.1</u> 、ペレケ川流域= <u>7.5</u> 、シマトツカリ川流域= <u>6</u> 複合基準：斜里川流域=（5, <u>27.9</u> ）
波浪	有義波高 6.0m
高潮	潮位 1.3m

第4章 通信連絡

津波	予想される津波の高さが高い所で1mを超え3m以下の場合
----	-----------------------------

④ 注意報発表基準

注意報名	発表基準（予想値）
大雨	表面雨量指数基準：7、土壌雨量指数基準：86
洪水	流域雨量指数基準：斜里川流域=17.1、猿間川流域=17.7、ペレケ川流域=8.1、シマトツカリ川流域=4.8 複合基準：斜里川流域=（5，16.8）
波浪	有義波高3.0m
高潮	潮位0.9m
津波	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上1m以下の場合

⑤河川における水防警報

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川はん濫警戒情報等により、又は、既にはん濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作



		業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
--	--	-------------------------

⑥津波に関する水防警報

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

2 水位周知河川における水位到達報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を該当河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその事項に係る事項を通知する。

(2) 北海道が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
-----	----

第4章 通信連絡

斜里川	北海道斜里郡斜里町字美咲42番地11地先斜里新大橋下流端から海まで
猿間川	北海道斜里郡斜里町字川上165番地8地先から幹川への合流点まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
斜里川	斜里	北海道斜里郡斜里町字美咲42番地13	2.30m	3.57m	4.17m	4.79m	4.79m
猿間川	猿間	北海道斜里郡斜里町中斜里8番地23地先河川敷	2.60m	3.44m	3.80m	4.40m	5.50m

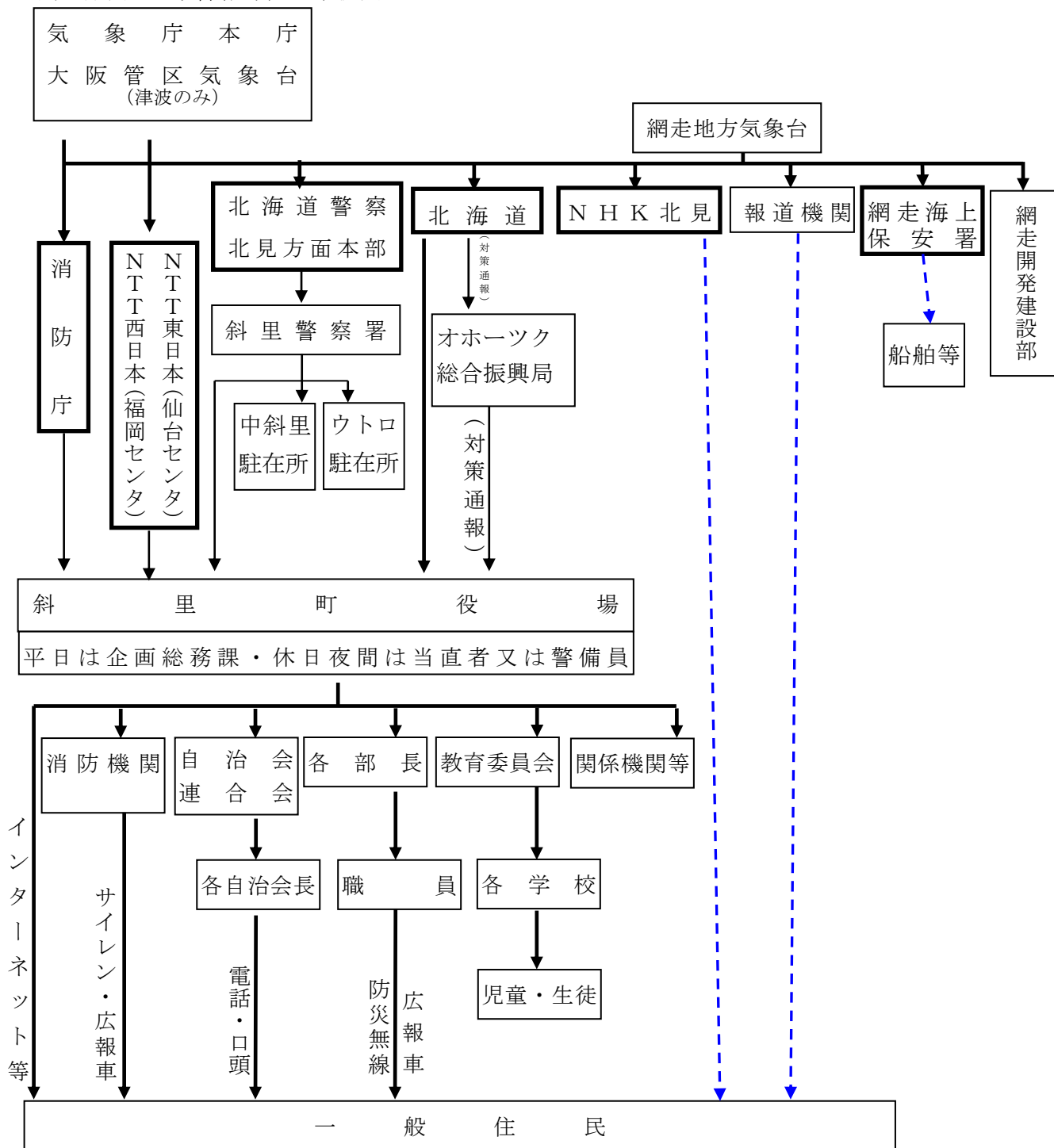
③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
斜里川	北海道オホーツク総合振興局
猿間川	北海道オホーツク総合振興局

### 3 水防活動用気象警報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象警報等の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

水防活動用気象警報等伝達系統図



※太線は法定伝達敬老、点線は放送又は無線

### 第3節 水防通信連絡

#### 1 水防通信連絡

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、別表1によるものとする。

別表 1

機 関 名	連絡責任者 (代理人)	所在地	第1系統 (電話)	第 2 系 統	第 3 系 統	夜間 休日
斜里地区消防組 合消防本部	消 防 長 (署長・次長)	斜里町本 町14番地	23－ 2435	孤立化 防止無 線	徒 歩	
オホーツク総合 振興局 (地域政策課)	課 長 (防災主査)	網走市北 7西3	0152 －41－ 0625	北海道 総合行 政情報 ネット ワーク	警察専 用電話 (網走 警察署 経由)	
オホーツク総合 振興局 網走建設管理部 斜里出張所	所 長	斜里町文 光18番地	23－ 3141	北海道 総合行 政情報 ネット ワーク	孤立化 防止無 線	
斜 里 警 察 署	署 長 (副署長)	斜里町本 町43番地	23－ 0110	自動車	孤立化 防止無 線	